

平成 28 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

「車体課税の見直し」では、指定都市市長会の求めていた 28 年度改正における具体的な制度設計が行われました。「ゴルフ場利用税」も、求めていたとおり現行制度が堅持されました。関係者の皆様の御尽力に深く感謝しております。

一方で、廃止・復元を求めていた「法人住民税の一部国税化」では、要望が実現せず、更なる拡充が図られています。「償却資産に対する固定資産税」も、現行制度は堅持されましたが、「新規に取得した機械及び装置」に対する特例措置が講じられることになりました。

加えて、消費税・地方消費税への軽減税率の導入も決定されました。

こうした改正は、大都市特有の財政需要を抱える指定都市において、税収等への影響が大変大きく、減収分について確実な財政措置が講じられるよう、改めて強く求めています。

国においては、圏域の中核である指定都市が、日本全体の地方創生のけん引役として、地域の実情に応じた施策を展開していけるよう、都市税源の拡充強化につながる税財政制度を確立されることを、引き続き、要望いたします。

平成 27 年 12 月 16 日

指定都市市長会会長

林 文子